

【議案事項】 書面開催について

新型コロナウイルス感染症への対応において、国より、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく「緊急事態宣言」（4/25）が大阪府域に発出されたことを受け、令和3年度に開催する水防災連絡協議会は、協議会構成員の一同に会しての会議開催が困難であることから、協議会規約第6条第6項により、協議会構成員に書面開催の同意を求めます。